

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

地域特性を生かした心かよわす豊かなまちづくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、西宇和郡伊方町

3. 地域再生計画の区域

愛媛県西宇和郡伊方町の区域の一部

(三崎港、伊方港、三崎漁港、四ッ浜漁港及び塩成漁港)

4. 地域再生計画の目標

伊方町は、愛媛県の最西端、豊予海峡に突き出した「日本一細長い」佐田岬半島全域（約37km）に位置している。基幹産業は農業・漁業であり、急傾斜地に適応した柑橘栽培や、水産資源の豊富な宇和海、伊予灘での一本釣りや底引き網が地元産業を支えている。

しかし、過疎化、高齢化に伴う労働力の低下や漁港施設の不足から効率的な漁業活動が行えず、水産物の品質確保に支障をきたしており、漁業経営の安定と水産物の品質の向上に資する水産基盤の整備が求められている。

今後、活力ある地域を再生するためには、地域が有する自然や歴史といった資源を有効に活用することが重要である。

そこで本計画では、半島を3つの区域に分け、それぞれの役割を明確化し、効率的な施策を展開することとする。

まず1点目の三崎地区は、伊方町の西にあって九州への玄関口として重要な位置にある。現在、三崎港には九州行きのフェリー（2社）が就航しているが、老朽化した棧橋を既存埋立地へ移設してフェリー利用客等を集約し、この埋立地での地元特産品（岬アジ、岬サバ等のブランド品等）の販売を通じ、地域の活性化を図る。

一方、三崎（与侈）漁港は、伊予灘側の漁獲物の陸揚げ拠点と位置づけられており、防波堤の整備により港内静穏度の改善を図る。これにより、漁業作業可能日数が増加し、蓄養も可能となる。

この両施設の連携した整備により、フェリー利用客等に販売する水産物を安定的に供給することが可能となり、地域の再生に資すると考える。

2点目の四ッ浜・塩成地区は、宇和海側の漁獲物の陸揚げ拠点と位置づけられている。当地区は、係留施設等が不足しているため、効率的な陸揚げ、運搬

が行えず水産物の品質の確保に支障をきたしていることから、外郭、係留、輸送施設を整備することにより、陸揚げ時間の短縮、大型運搬車による輸送を可能とし、水産物の品質の向上、水産物流の効率化を図る。

また、当地区では、安全に係留できる岸壁等がほとんど確保されておらず、荒天時には係留作業が困難で自港に係留できず他港（八幡浜港）に避難している状況である。よって塩成漁港を避難拠点と位置づけ、防波堤、物揚場、泊地等を整備することにより、港内静穏度の改善を図る。これにより、漁業就業環境の改善等漁業活動の担い手を支援する。

また、瀬戸農業公園（道の駅）内にある「活性化センター」は、平成元年以来地元農水産物（ちりめん、瓶うに、ひじき、わかめ等）や各種土産類を販売しているが、当地区の特産品である生鮮魚介類（瀬戸アジ、サザエ、アワビ、うに等）の販売スペースが確保されていないため、平成19年度には活性化センターの増築、平成20年度は加工場施設の建設を計画しており、海、山の特産品を求める観光客が増大し、地域経済への波及効果が期待できる。

この各施設の連携した整備により、町内外からの利用客等に販売する水産物を安定的に供給することが可能となり、地域の再生に資すると考える。

3点目の伊方地区は半島の根元部に位置し、伊方港は、古くから地域漁船の避難港として重要な役割を担うと同時に農水産物及び生産資材、また建設資材の搬入・搬出など地域産業の物流拠点として重要な役割を果たしている。

当地区においては、小型漁船係留施設及び道路を整備し、適正な係留施設の確保、漁船耐用年数の向上、労働環境の改善を図る。

また、沿岸で漁獲された新鮮な魚を加工し、じゃこ天、じゃこカツ等を国道197号に隣接する観光物産センター「伊方きらら館」（道の駅）で販売し、町内外からの集客効果を高める。

この3点の連携により、佐田岬を代表する製品のブランド化を図るとともに、水産物を活用した多彩な特産品の開発・商品化を進める。また、直売所や市場をはじめ、インターネットによる直接取引、宿泊施設や学校給食での地場製品の活用など時代に応じた流通・販売の多角化を進める。

目標1) 三崎港への入込み客数

(現在 412,591人・・・平成21年度 500,000人)

目標2) 道の駅への入込み客数

(現在 182,250人・・・平成21年度 200,000人)

目標3) 生鮮魚介類の売上げ

(現在 53,000千円・・・平成21年度 100,000千円)

目標4) 水産加工品の売上げ

(現在 38,000千円・・・平成21年度 50,000千円)

目標5) 漁業作業可能日数の増加

(現在 200日/年・・・平成21年度 250日/年)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

日本一細長い佐田岬半島（伊方町）の活性化を行うため、漁業を中心とした施設整備と併せて流通・販売拡大を行い一体的な発展を図るものである。

施設整備として、三崎港に棧橋を整備するほか、三崎（与修）漁港、四ッ浜（川之浜）漁港、塩成漁港、伊方港に外郭施設及び係留施設の整備を行う。

これらの施設整備により漁業活動の軽労化・安全化を図り、また、地場産品の販売により町内外者との交流を深め、地域特性を生かした「心かよわす豊かなまちづくり」を目指すものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類の事業主体]

- ・港湾施設 三崎港（愛媛県）、伊方港（伊方町）
- ・漁港施設 三崎漁港、四ッ浜漁港、塩成漁港（伊方町）

[整備量]

- ・港湾施設 棧橋、物揚場、道路
- ・漁港施設 防波堤、物揚場、船揚場、泊地、取付護岸、道路護岸、道路、用地

[事業期間]

- ・港湾施設 平成17年度～平成21年度
- ・漁港施設 平成17年度～平成21年度

[事業費]

- ・総事業費 3,700,000千円
- 港湾施設 1,680,000千円（うち交付金 672,000千円）
- 漁港施設 2,020,000千円（うち交付金 1,010,000千円）

5-3 その他の事業

利用者の満足度を確認し、今後の更なる利用者の増加を見込むため、伊方町では「瀬戸農業公園」「伊方きらら館」「三崎物産センター」の各施設の利用者の声を聞くとともに、平成19年度には、活性化センターの増築、平成20年度は、加工場施設を新たに設置し、地場産品の流通・販売の拡大と情報・交流の拠点として活用することとする。

6. 計画期間

平成17年度～21年度（5ヶ年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4に示す数値目標に照らし伊方町が状況を調査する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため、県、町、関係機関等で施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし